

2026 年 7 月

お客さま各位

岡崎信用金庫

**口座売買・送金バイトは犯罪です
～犯罪収益移転防止法の改正について～**

平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

預金口座を第三者に売買・譲渡・譲受・レンタルをする行為や、正当な理由なく有償で送金を行うこと（いわゆる「送金バイト」）は犯罪です。

2026 年 7 月 10 日施行の「犯罪収益移転防止法」の改正により、預貯金口座等の不正譲渡等に対する罰則が強化されるとともに、いわゆる「送金バイト」に対する罰則が新たに設けられました。

SNS 等で、「楽して稼げる高額バイト」「振り込まれたお金を指定された口座へ振込するだけ」などといった、いわゆる「送金犯罪」の募集が非常に増えております。これらは犯罪グループが犯罪によって得た収益を他人に依頼して資金洗浄（マネー・ローンダリング）をさせる新たな手口であり、重大な犯罪行為となります。

ご自身の口座がマネー・ローンダリング等の犯罪に悪用された場合、意図せず犯罪に関与してしまう恐れがあります。絶対に口座の売買・譲渡等や送金バイトに関与しないようご注意ください。なお、当金庫では、口座の売買・譲渡や、口座を利用した「送金バイト」の疑いがある取引が確認された場合は、取引を制限させていただくことがございます。

当金庫は引き続き健全な金融取引を促進し、皆様に安心してご利用いただけるサービスの提供に努めてまいります。何卒ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

以上



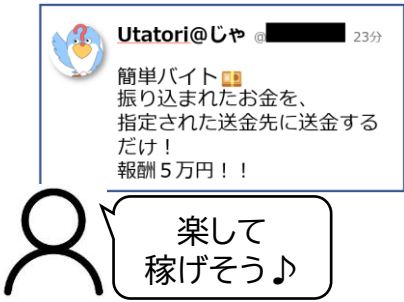
ダメ!!! 「送金犯罪」

※罰則が
創設されます

2年以下の拘禁刑
若しくは
300万円以下の罰金
又はその併科
※反復継続して（業として）
行った場合には加重処罰

「送金犯罪」の特徴

① SNS等での募集



② 口座番号の提供

③ 送金と報酬受領



「送金犯罪」での送金の実行だけでなく、依頼や募集も犯罪！



ポイント！

暗号資産等による送金も対象！

通常の商取引又は金融取引として行う場合など、
「正当な理由」がある送金は対象外！

「正当な理由」に該当する場合の例



食事の会費を
代表者が決済アプリ
や口座振込で集金
→店舗に一括で
送金する場合



自身の消費に関する支
払いに必要な送金を家
族に任せる場合

たかが送金
されど送金
人生を無駄にしないで！



口座を買ったり、 売ったり… 罰則引き上げ！



JAFIC
イメージキャラクター
うたとり

1年以下の拘禁刑
若しくは
100万円以下の罰金
又はその併科

3年以下の拘禁刑
若しくは
500万円以下の罰金
又はその併科

※反復継続して（業として）
行った場合には加重処罰

罰則の対象行為



① 買う・譲り受ける行為

口座売ると
稼げるのか…



#閉バイト #高収入
#お金 #案件
#即日現金 #高額

② 売る・譲り渡す行為



Utatori@じや @ 23分

口座売りませんか？
#案件紹介
#高値買取



③ 勧誘・誘引

対象となる金融サービス例

通帳・キャッシュカード
IDやパスワード等



① 預貯金通帳等



暗号資産ウォレット
IDやパスワード等

※法律に基づき金融庁・
財務局の登録を受けた
事業者のウォレットに限る

② 暗号資産交換用情報

「高額電子移転可能型
前払式支払手段」の取引が可能な
ID・パスワード等



ステーブルコインの取引が可能な
電子決済手段等取引業者が
管理するアカウントの
ID・パスワード等

③ その他

他の金融機関でも
口座の開設や利用が
できなくなる場合があります



警察庁
National Police Agency

金融庁
Financial Services Agency